

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹²⁶〕相続・贈与税関係

特例事業承継税制を考える

Q. 今後10年間に70歳を超える中小企業の経営者は245万人になると言われていますが、その半数以上は事業承継の準備ができていないと言われています。平成30年度の税制改正では中小企業の代替わり促進策として特例事業承継税制が創設されました。

従来に比べ、要件などが大幅に緩和され利用しやすくなったと言われていますが、どのような点が変わったのでしょうか。(A-1)

また、この制度を利用するメリットと注意する点を教えて下さい。(A-2)

A-1

入り口の要件が大幅に緩和されました

現行（一般制度）

新制度（特例制度）

納税猶予の対象は発行済株式の2/3まで。	発行済株式の全株式を対象に
相続税の猶予割合は80% (2/3×80%で、最大53%)	相続税の猶予割合を100%へ(※1) (相続税の支払いゼロで承継可能に)
1人の経営者から1人の後継者への贈与、相続のみが対象 ↓ 平成30年度改正後は複数の株主からの贈与等も可能となった。	複数の株主から、代表権を有する複数の後継者(3人まで)への贈与、相続も対象に。(※2) (複数人で承継する場合、議決権割合の10%以上を有し、かつ、議決権保有割合上位3位までの同族関係者に限る。)

1 対象株式が2/3までで80%の納税猶予だったものが全株対象で100%納税猶予になり、贈与税や相続税の支払いなしに事業承継が可能になった。

2 先代経営者だけでなく、その配偶者や先代経営者の兄弟なども一部株式を持っている場合にこれらの株式の後継者への贈与も対象となった。

(先代経営者以外からの株式の贈与については、先代経営者からの贈与について適用を受けることが要件で、特に適用期間が定められている。)

適用後のリスクを軽減

現行（一般制度）

新制度（特例制度）

猶予の途中で減免されたり免除されるのは、会社更生や民事再生など事実上の倒産のとき	業績悪化により、会社の株を譲渡したり、他の会社に合併で吸収される場合には、そのときの株の価値で再計算して、差額を免除(※3)
雇用者が5年間平均で8割を満たせなかった場合、猶予された税額を利息をつけて全額納付	5年間平均で8割を満たせなかったとしても猶予は継続(※4) (理由を記載した書面を提出：認定経営革新など支援機関の指導及び助言を受ける)

3 これまで業績が悪化するなどして、株価が大幅に下落しても事実上の倒産など限られた場合にしか、猶予された税額の免除はなかったが、新制度では業績が悪化してM & Aで譲渡したり解散するなどした場合には、かなり緩やかな条件で再計算がなされ、猶予期間がかなりの長期間となるこの制度の後継者が抱えるリスクを大きく軽減することになります。

4 これまでの制度では雇用者数を5年間平均で8割維持することが必須の要件でしたが新制度ではこの要件が実質撤廃されています。

A-2

【メリット】

- (1) 莫大な相続税や贈与税を払わなくてよい為、そのための納税資金を用意しなくてよい。(過大な納税準備による企業の弱体化をふせぐことが出来る)
- (2) 他の事業承継対策のように株価対策等のため、利益を圧縮するなどの必要がない。
- (3) 特例は期間限定であるため、後継者が先代経営者に後継を促し易い。

【注意点】

- (1) 5年内の取り消し事由に該当すると、猶予されていた税額に加えて、利息も一括で支払う必要がでてくる。
- (2) 対象となる贈与や相続の期間が10年限定であること。適用を受けるためには平成30年4月1日～平成35年3月31日の5年間に特例承継計画を都道府県知事に提出し認定を受ける必要がある。

(税制委員会：小林秀子、齋秀行、大池明グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)